

知的財産権概論 第2回

特許制度は何のため にあるのか？

たくみ特許事務所
弁理士 佐伯 裕子

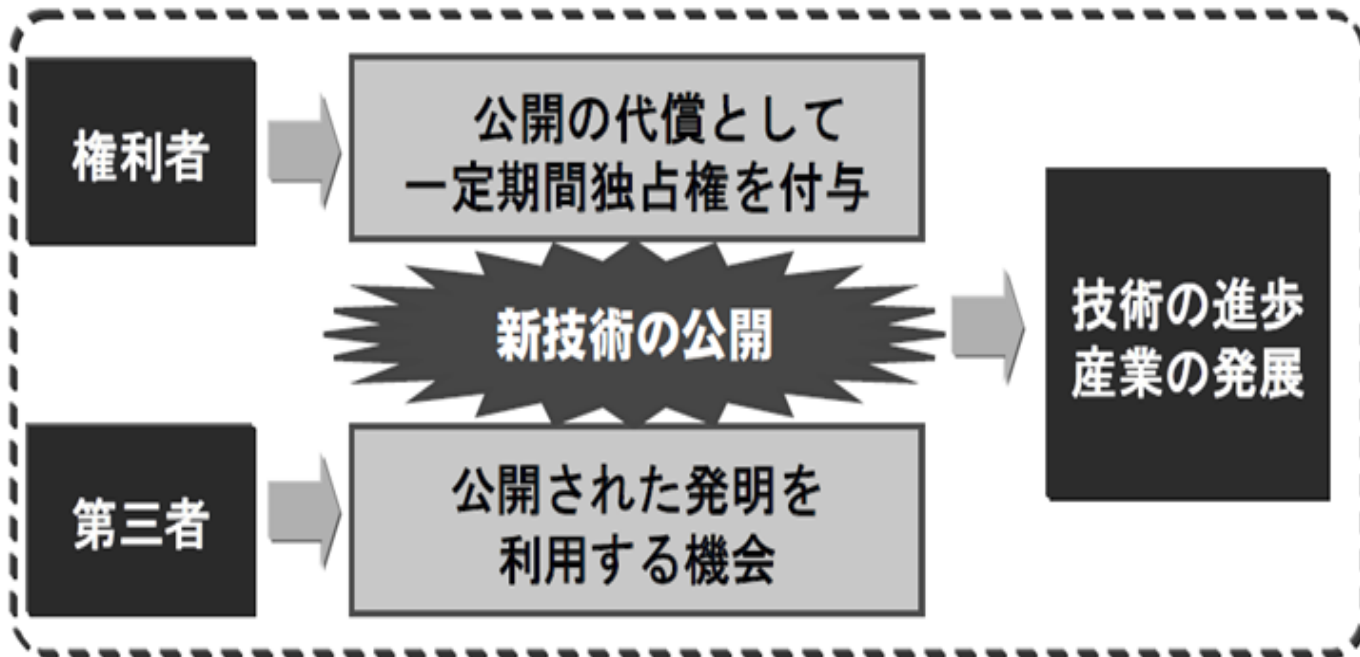
特許制度は何のためにあるのか？

1. 特許制度の役割
2. 特許の排他性
3. 特許と実用新案
4. 特許とノウハウ(営業秘密)
5. 日本と欧米の特許への姿勢
6. 特許を取っておけば・・・
7. 期間の計算

特許制度の役割

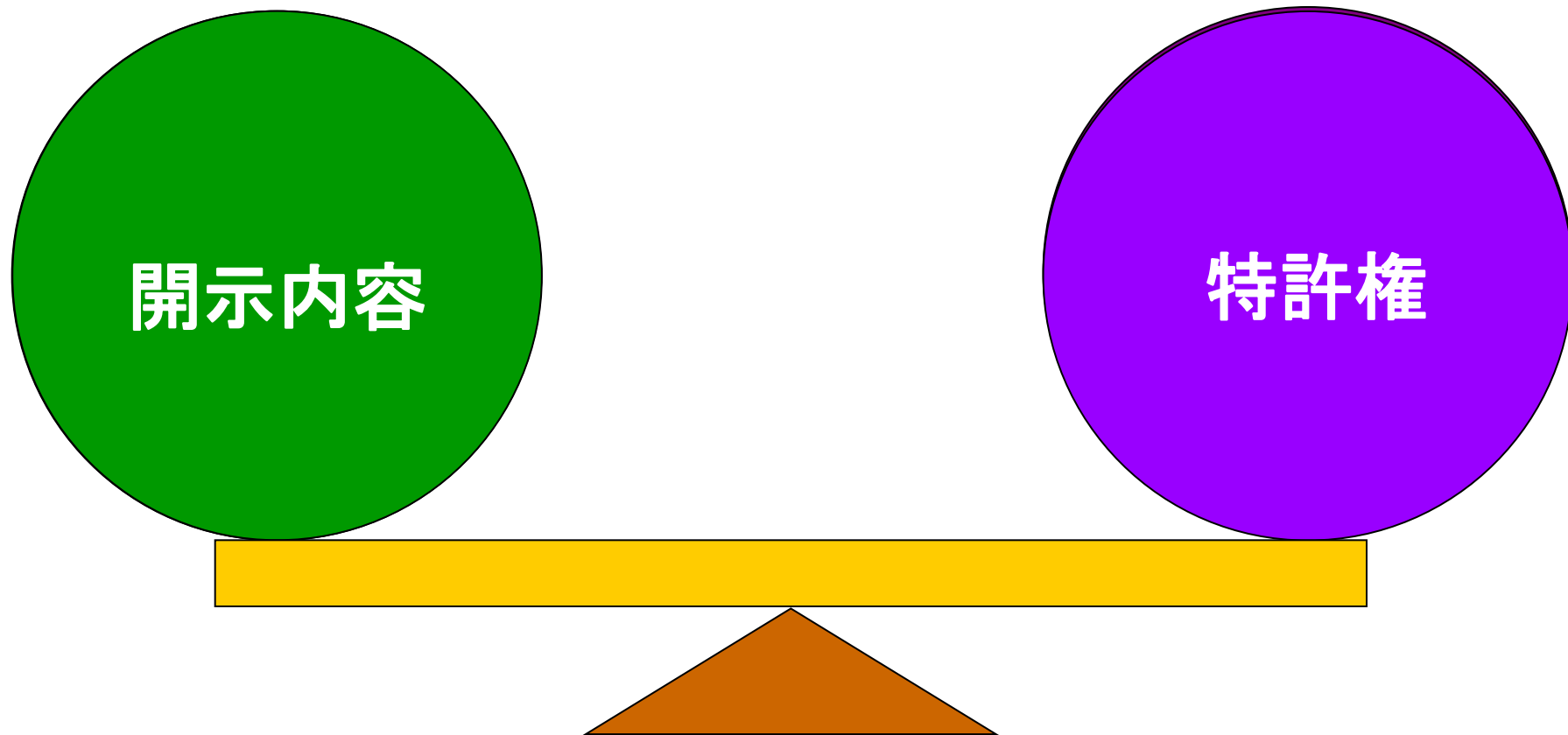
特許法第1条(目的)

「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。」



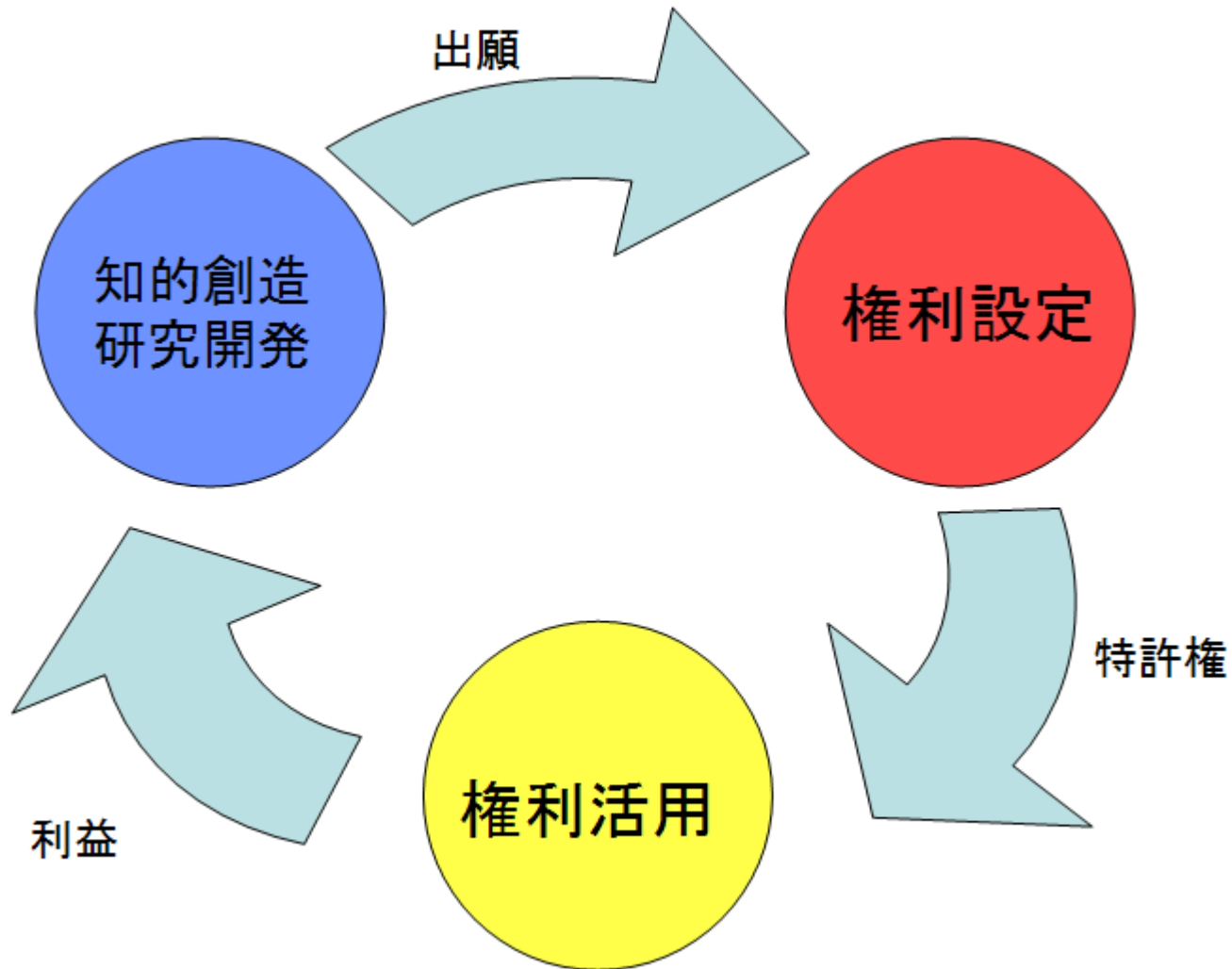
(工業所有権情報・研修館研修用テキストより)

特許明細書の開示と特許権



一定期間の独占権 ← 発明の開示 → 産業の発展
法のバランス感覚

知的創造サイクル



特許権の本質

特許法68条(特許権の効力)

特許権者は、業として**特許発明の実施**をする**権利を専有**する。

特許権の本質＝「**独占的排他権**」

×「**独占的实施権**」・・・(ノウ・ハウ)

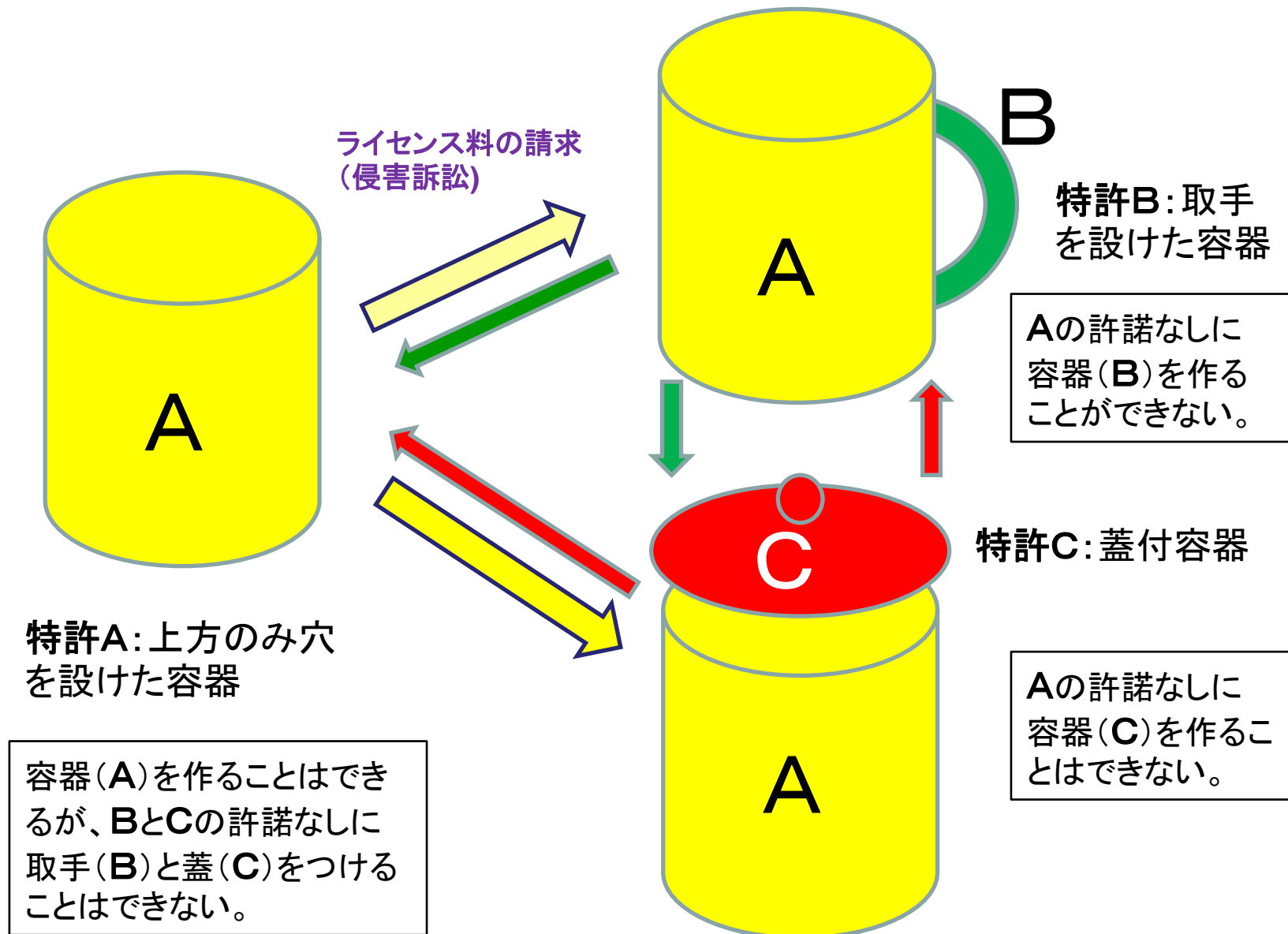
他人の「特許権」の存在により自己の「特許権」

の実施ができない場合がある

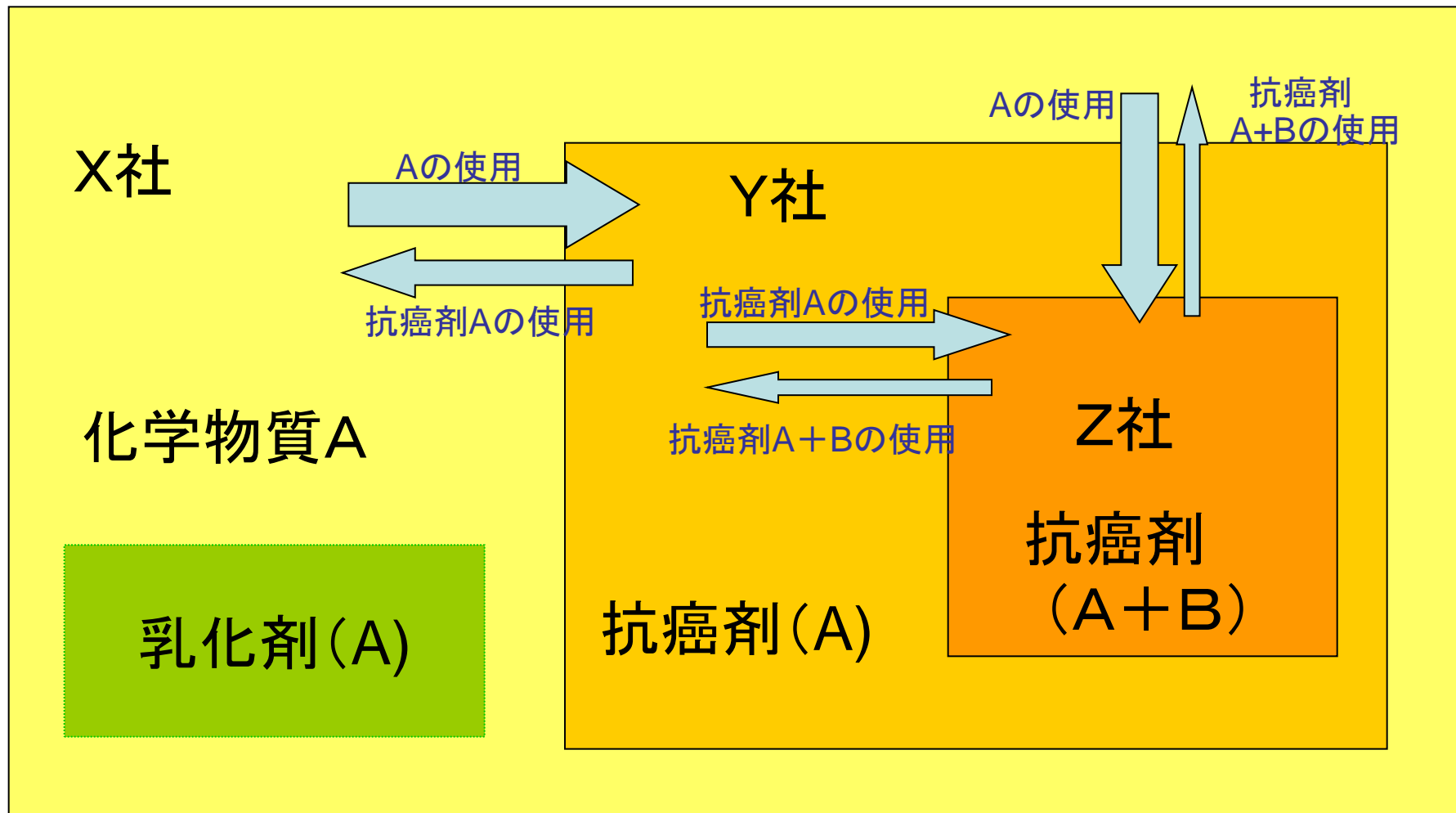
すなわち、特許権の本質は、

「特許権」が設定された自己の「発明」を、他者には実施させない権利(＝**他者を排除する権利**)である。

特許権の本質：独占的排他性



特許権の本質: 独占的排他権



 : 侵害 or ライセンス契約

実用新案制度

1. 実用新案制度の経緯

① 実用新案制度導入(明治38年)

国内産業を諸外国産業から保護育成、実用品などのちょっとした工夫(考案、小発明)を保護

② 無審査登録(平成5年改正) 大企業が活用。実用新案約10万件(特許40万件弱)。審査の遅延。

- ・ **無審査登録**
- ・ 存続期間6年
- ・ 「実用新案技術評価書」の創設

③ 実用新案権を強化する改正(平成16改正) 出願数激変し、年間約8,000件に。

- ・ 存続期間6年→**存続期間10年**に延長
- ・ 実用新案登録→「特許出願」変更可
- ・ 実用新案権の訂正の許容範囲拡大
- ・ 実用新案登録料の低減

2. 特許出願よりも実用新案出願を選択する場合

- ・ ライフサイクルの短いもの
- ・ 費用を抑えて、多数の出願でカバーしたい機器など
- ・ 防衛出願

特許と実用新案

	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均30月 (最終処分まで)	出願から2~3月 (不備のないもの)
費用 (登録から3年分)	約15万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して警告した後でなければできない
出願件数	年間約34万2千件	年間約8千件

- 早期登録制度の採用
- 紛争解決は当事者間の判断
- 権利行使は当事者責任で

特許出願手数料

出 願 15,000円
 審査請求118,000円+(4,000円×請求項数)
 登 録 2,300円+(200円×請求項数)/年
 (1~3年まで)

実用新案出願手数料

出 願 14,000円
 登 録 2,100円+(100円×請求項数)/年
 (1~3年まで)

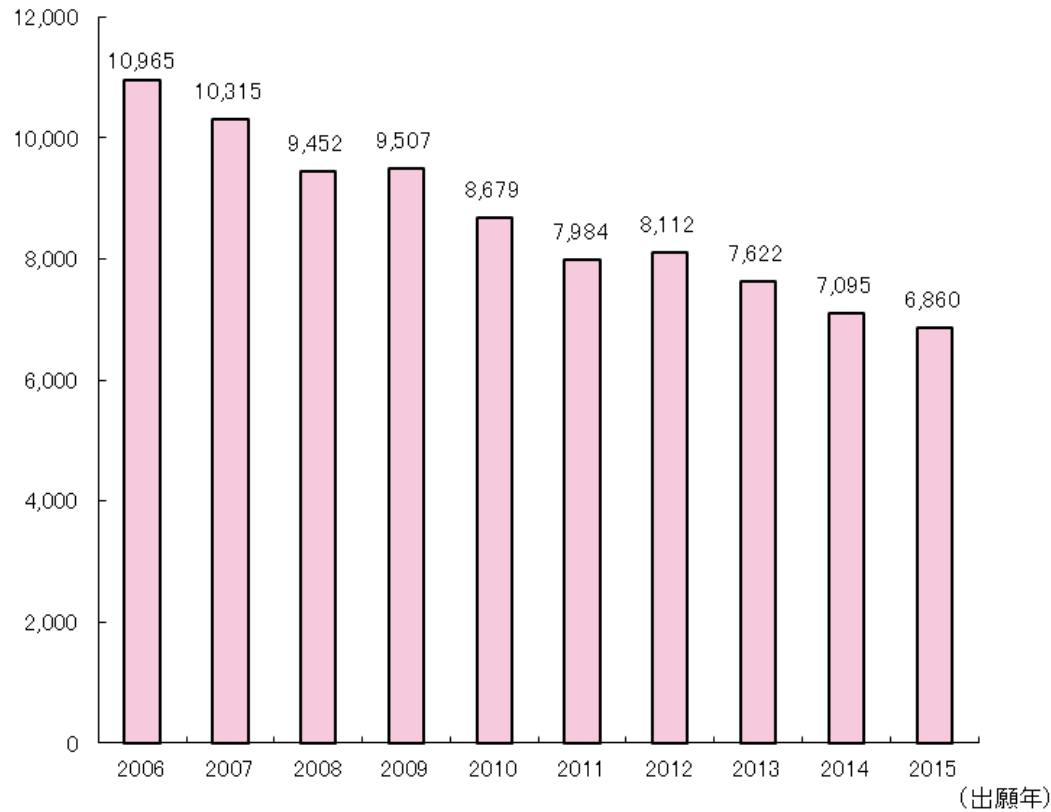
技術評価書
42,000円+1請求項につき1,000円

※権利になるまでの期間及び出願件数は2012年の数値。

(工業所有権情報・研修館
研修用テキストより)

実用新案登録出願件数

(件)



(特許行政年次報告書 2016年版)

ノウ・ハウ (Know-how)

1. ノウ・ハウ (know-how)とは： 製品開発や製造などに必要な技術、知識。技術情報・企業秘密。

＜メリット＞ 権利期間は永久的。特許要件の検討不要、特許出願費用、登録料不要。

＜デメリット＞ 秘密保持は自己責任。適法な入手「差止め」不可。他者「特許出願」に対抗不可。

2. 特許出願かノウハウ秘匿か

＜ノウ・ハウ秘匿＞

- ・製法。特に、製造時の微妙な設計、詳細な反応条件の設定などに特徴がある場合
製品を見ただけでは技術内容が解明できない、特許性(進歩性)主張しにくい、権利行使しにくい
- ・他社の追従を許さない独占的な技術分野、他人のまねできない職人的な勘、技

＜特許出願＞

- ・分解可能な「機械」「機器」、分析可能な「化学物質」や「組成物」などの場合
- ・競争が激しい分野、他社に特許を取得されかねない技術。

3. 「ノウハウ秘匿」を選択した場合の留意点

- ・秘密保持には万全の注意を。
- ・常にその技術分野の動向を調査し、いつでも特許出願が可能なように準備しておく。
- ・侵害だと訴えられてもいい準備(実施開始日の特定、実施の事実の証明)
図面、設計図、製造工程表、実験ノート →「先使用权」の主張

特許出願とノウハウ秘匿

特許出願

ノウハウ秘匿

1年半で公開

秘密性・漏洩の危険

権利期間20年

権利期間永久的

特許性必要

特許性不要

排他権(差止め)

違法入手利用以外差止め不可

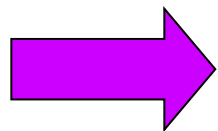
他社への先願権

他社の類似技術の特許に対抗不可

欧米と日本の特許への姿勢(1)

米国の場合

- ・合衆国憲法第1条(1787) ……建国当初から知的財産権重視
著作者、発明者に対する一定期間の排他的権利を保障
- ・米国特許法制定(1790)
- ・リンカーン大統領演説(1958) **米国商務省入口**
「特許制度は、天才の炎に利益という油を注いだ。」
- ・歴代大統領も特許権者(ワシントン、リンカーン)



大発明ラッシュ (19~20世紀)

ベルの電話(1876); エジソンの白熱電球(1879);
イーストマンのコダックカメラ(1889); ライト兄弟飛行機
(1903); ベークランドのプラスチック(1909)

欧米と日本の特許への姿勢(2)

イギリスの場合

- ・独占条例の制定(1624)
- ・ペニシリンの発明と特許

フレミング: (1929論文発表) ← 政府助成金

青カビから殺菌作用のある物質を発見、ペニシリンと命名
特許出願はしたが手続を怠り、基本特許の取得できず

フローリー: ペニシリンの量産化技術の研究開発(1939~)

→ × 英国製薬会社からは拒絶

→ 米国で研究再開、米国企業が多数生産技術特許、




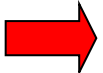
第2次大戦中ペニシリン生産 ← 英 多額のライセンス料支払

- ・発明開発法の制定(1948)
- ・NRDC(英国の発明育成、特許管理のための研究開発公社)設立(1949)
- ・NRDCの民営化(1992)→BTGインターナショナル上場企業(1995)

欧米と日本の特許への姿勢(3)

日本の場合

特許制度がなかなか根付かない風土。文化。

- ・ 1885年(明18) 専売特許条例の制定 (英から200年、米から100年遅)
- ・ ジベレリン(植物品種改良剤、植物成長促進物質)
 - 1926 黒沢栄一博士 イネのバカ苗病原因カビの分泌物から発見
 - 1935 藪田貞治郎、住木諭介(東京帝国大)が「ジベレリン」と命名
 - 1958 農業試験場 種なしブドウ
 - 住木博士が、ニューヨーク国際学会に招待され講演で研究成果発表、発表後特許出願  × 自分の研究論文が出願前公知
 -  米国の製薬会社が、ジベレリンの合成樹脂カプセル化特許取得(空气中の酸素による劣化防止)  日本高額ライセンス料
- ・ クロスカップリング技術(有機合成化学の基本技術)
 - 1977 根岸カップリング (有機亜鉛+有機ハロゲン/Pd触媒)
 - 1979 鈴木カップリング(有機ホウ素+有機ハロゲン/Pd触媒+塩基)
 - 2010 根岸、鈴木博士 ノーベル化学賞受賞、特許出願はしていない
- ・ iPS細胞 2012ノーベル生理学賞 山中伸弥博士(京大)
 -  25年度政府予算iPS細胞研究推進費90億円

バイオテクノロジー基本技術と特許

遺伝子組換え技術

基本特許(米国のみ)

- ・1975 コーエン・ボイヤー特許(スタンフォード大)特許出願
→ 低いライセンス料でも総額約2億5000万ドル

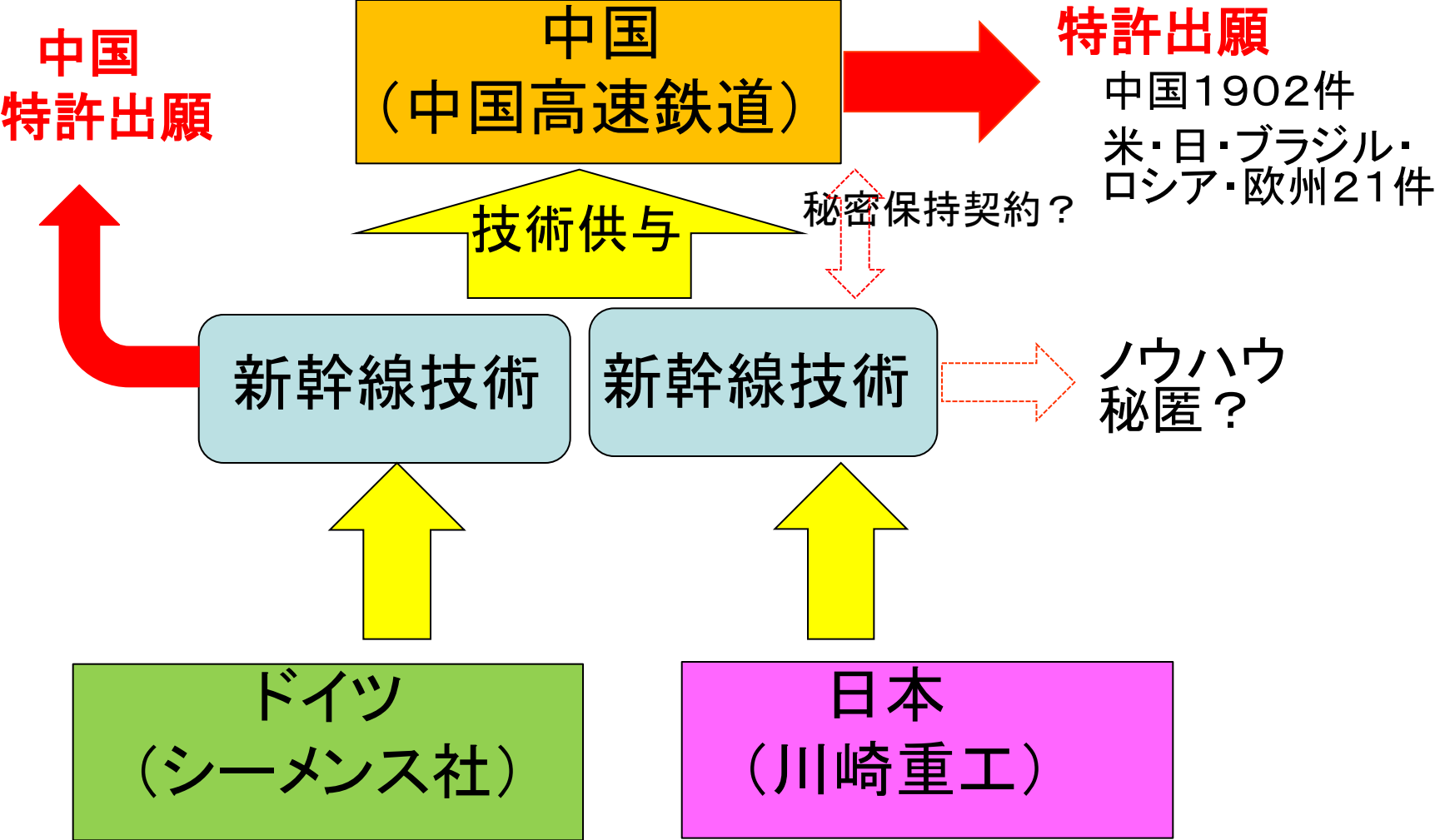
細胞融合技術

基本技術の特許出願なし

- ・1953 センダイウイルスの発見 石田名香雄(東北大)
- ・1956(1957) 岡田義雄(大阪大)による細胞融合の発見
- ・1975 ミルシュタイン、キュラー(英国王立研)
ハイブリドーマ(モノクローナル抗体)作製
→ ノーベル生理学・医学賞受賞

中国新幹線特許出願問題

2011.7.6
ニュースから



3Dプリンター開発競争

2014.9.16日本弁理士会研修より

- **3Dプリンター基本技術**:小玉秀男(名古屋市工業研究所)
1980.4特許出願→1981.11公開→1987.4審査請求徒過
1981.4～11月論文投稿、発表、F社見学
1985弁理士登録、転職
- **3Dシステムズ社(米国)実用化技術開発先行**
1984.8～特許出願
- **F社、丸谷(日本)実用化技術開発遅**
1984.5～特許出願



→ 和解
(米国有利)

→ 開発速度
の低下



2番手企業の優位性

期間の計算

特許法第3条

- ① 期間の初日は、算入しない。
(民法140条:初日不算入の原則、半端な時間をカウントしない。)
- ② 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。
月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日、相当する日がないときは、その月の末日に満了する。
- ③ 特許出願、請求など「特許に関する手続」についての期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

行政機関の休日＝土日、祝日、12月29日から翌年1月3日

ただし、特許権存続期間は、期日末日が休日でも満了。

練習：特許・実用新案・ノウハウ

最も適切だと思う保護の方法は？

- 新しく開発した抗癌剤
- 新しい構造の洗濯ばさみ
- 老舗和菓子店の新製品
- 効率の良いレンズの磨き方
- 新しい機構のエンジン
- 新興国に技術供与予定の社内技術
- 植物から単離した新成分

特許

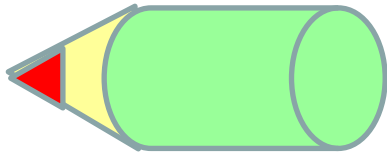
実用新案

ノウハウ秘匿

練習:特許権の排他性

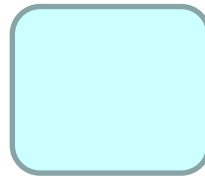
Aさん特許

「鉛筆」



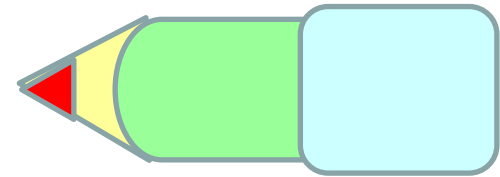
Bさん特許

「消しゴム」



Cさん特許

「消しゴム付鉛筆」



質問:Aさん、Bさん、Cさんそれぞれが独占的に製造・販売できるのはどれ？

練習: 期間の計算

<例1> 4月18日から3か月



<例2> 11月29日から3か月



<例3> 9月29日から3か月



今日のポイント

1. 特許制度の役割

特許権  発明の開示  産業の発展

2. 特許権の本質 = 独占的排他権

3. 実用新案: 無審査、低費用、短い存続期間

4. ノウハウ秘匿: 秘匿効果、他社との対抗

5. 日本での特許制度の浸透の立後れ